

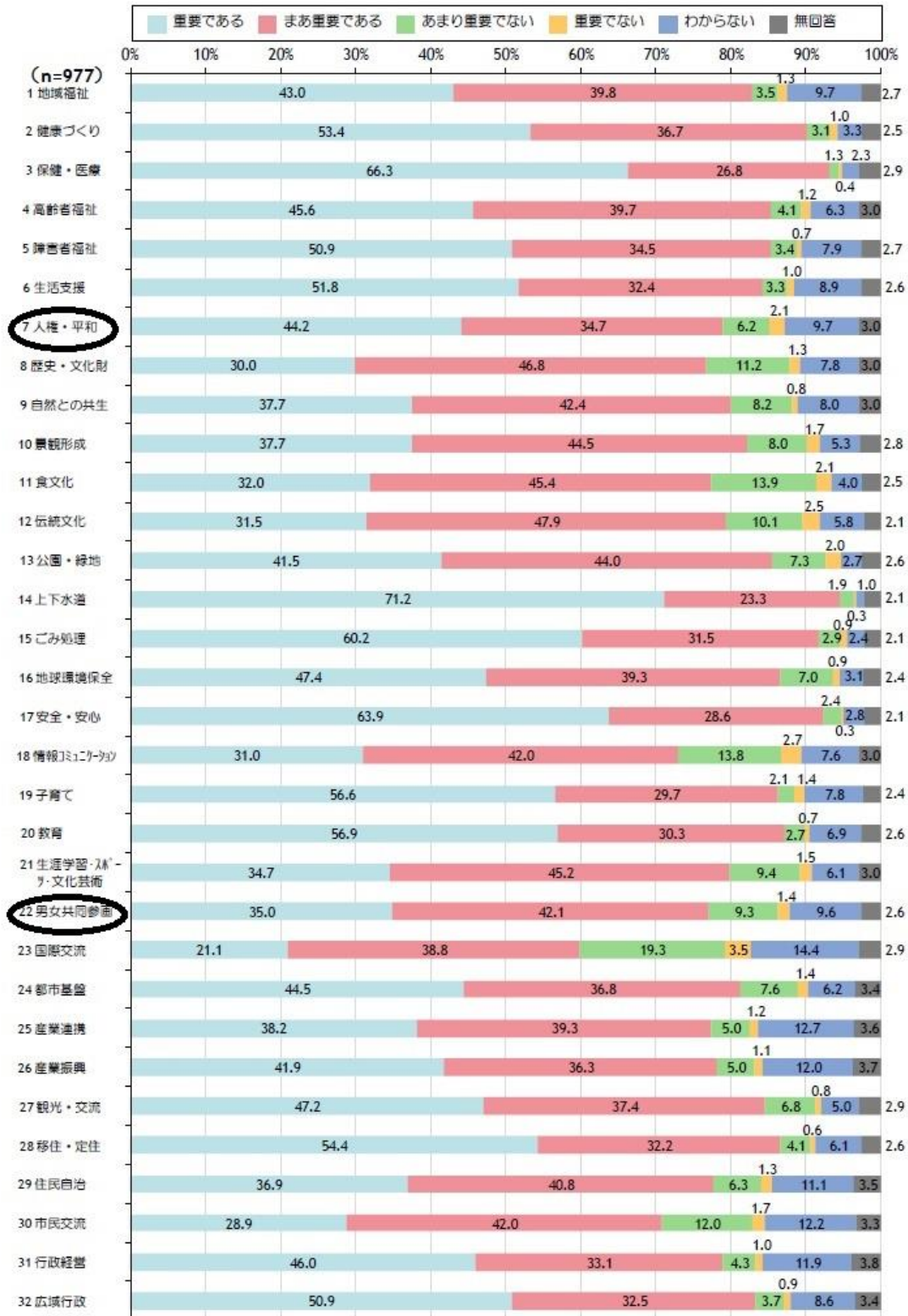
① 人権教育・啓発推進に関する数値の推移（千曲市事務報告書から）

指 標	26 年度	27 年度	28 年度
人権ふれあいセンター相談事業（件）	10	8	9
人権ふれあいセンター啓発資料貸出（件）	23	23	20
啓発事業ふれあいセミナー参加者（人）	172	169	134
啓発事業ふれあいフェスティバル参加者（人）	128	127	124
人権ふれあいセンター 会議室利用（回）	403	406	402
人権ふれあいセンター 利用者数（人）	3901	5,261	5,675
市内小学校副読本「あけぼの」配布（冊）	1,713	1,608	1,637
市内中学校副読本「あけぼの」配布（冊）	626	589	619
差別の解消をめざすことをテーマとした作文 （小学校6年生・中学生対象）の応募（点）	30	40	40
差別の解消をめざすことをテーマとしたポスター （小学校5・6年生対象）の応募（点）	84	72	75
差別の解消をめざすことをテーマとした標語 （小学校4・5・6年生対象）の応募（点）	27	27	27
学校教職員人権教育研修会参加者（人）	73	62	70
人権教育指導者養成講座参加者（人）	333	374	297
人権教育指導員の設置（人）	3	3	3
人権教育推進員の設置（人）	72	72	72
地区人権教育研修会実施（回）	79	79	78
地区人権教育研修会参加者（人）	2,826	2,931	2,754
高齢者・企業対象人権教育研修会実施（回）	3	3	2
高齢者・企業対象人権教育研修会参加者（人）	36	40	30
地域住民の参加交流促進事業（習字教室）（回）	12	12	12
地域住民の参加交流促進事業（ガーデニング 教室）（回）	12	12	12
地域住民の参加交流促進事業（日本語教室） （回）	24	24	24
人権を守る市民集会参加者（人）	450	410	250

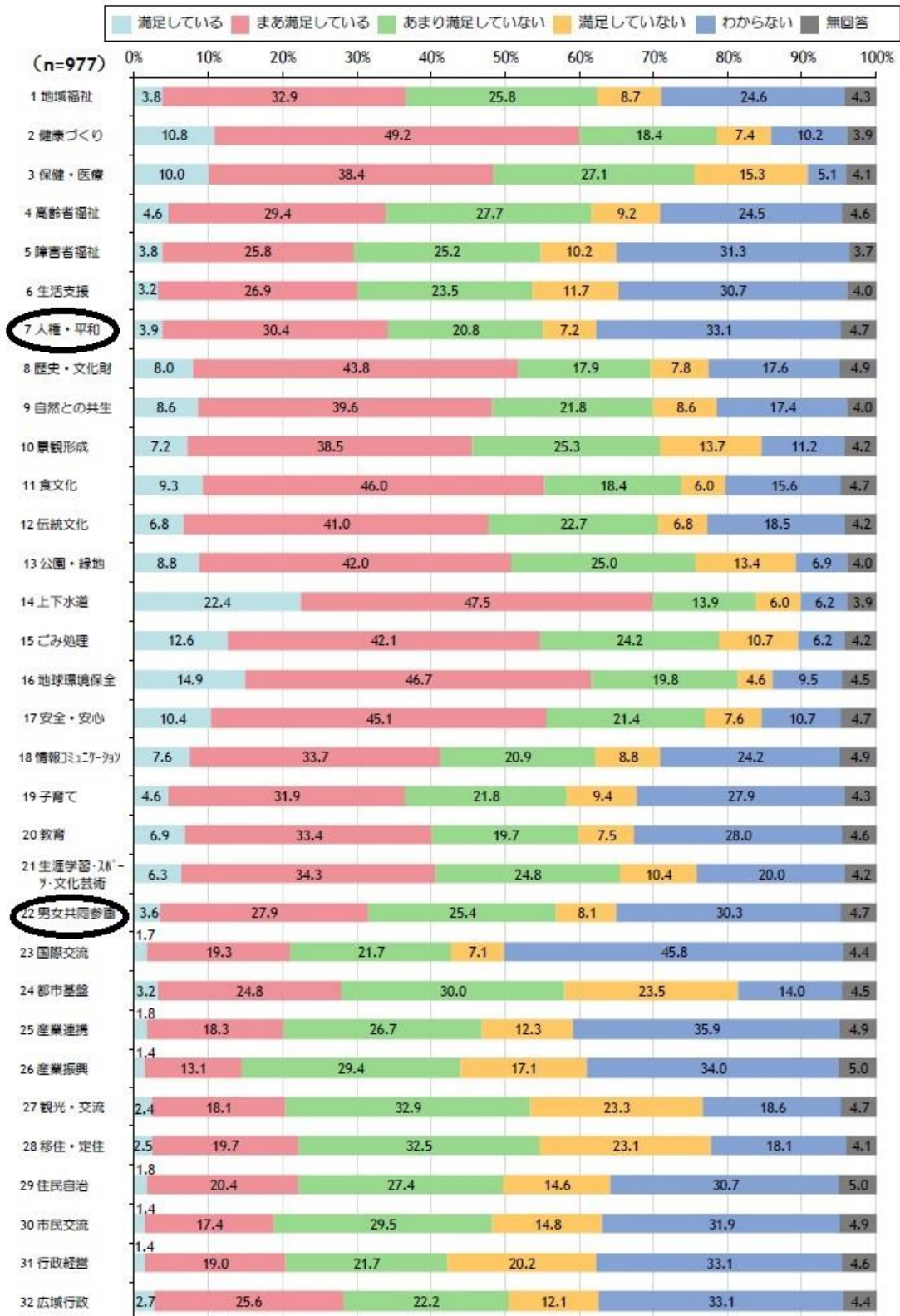
② 平成 28 年度市民満足度調査報告書から（一部抜粋）

市民満足度調査からは、市民にとって人権・平和及び男女共同参画の施策は 8 割近くが重要と
 考えている。また、人権・平和について、市の施策への要望が減少しているのは、施策が十分で
 あるか、市民の人権・平和の関心が低いのか精査する必要がある。

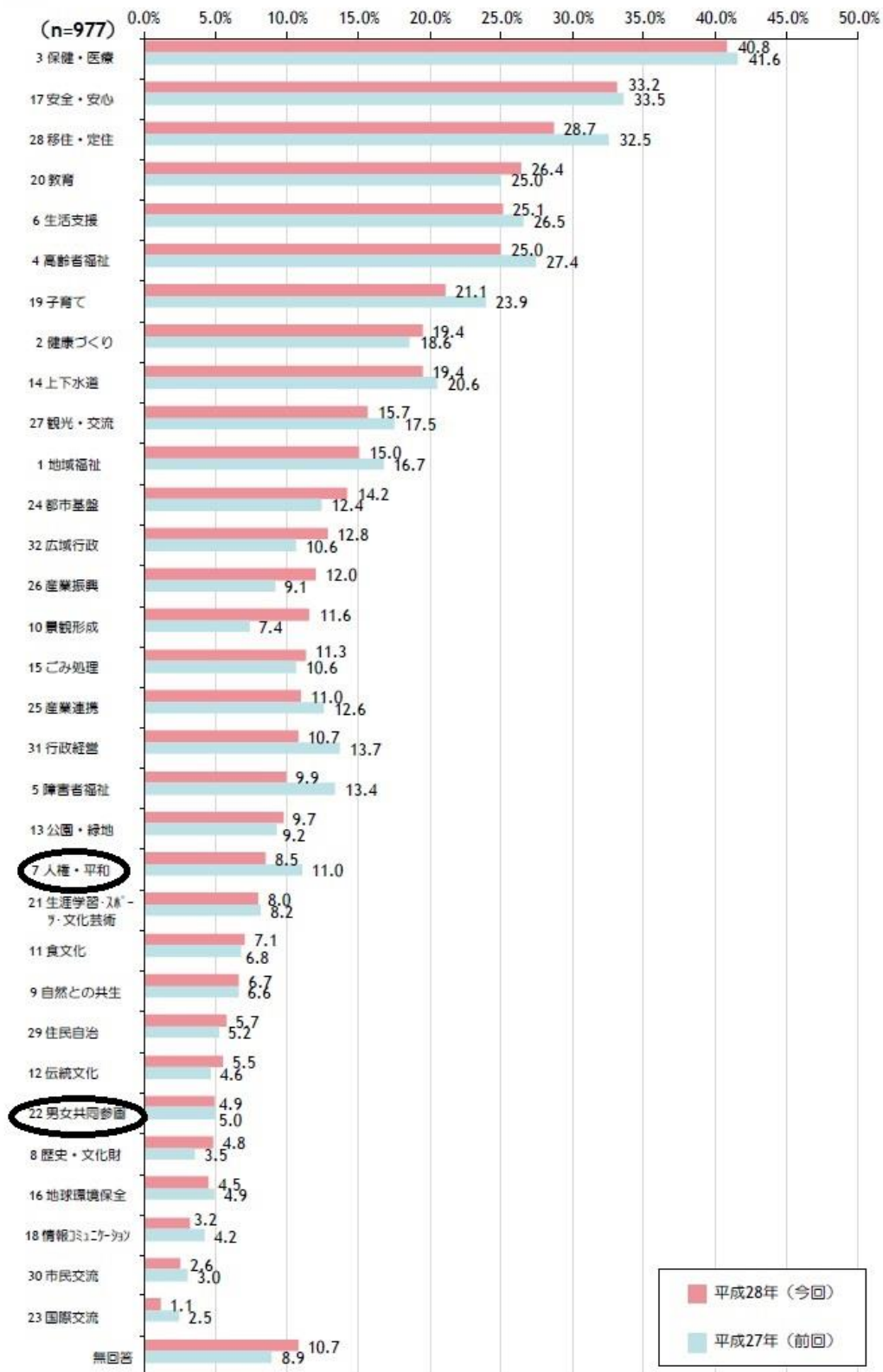
< 市政にとっての重要度 >



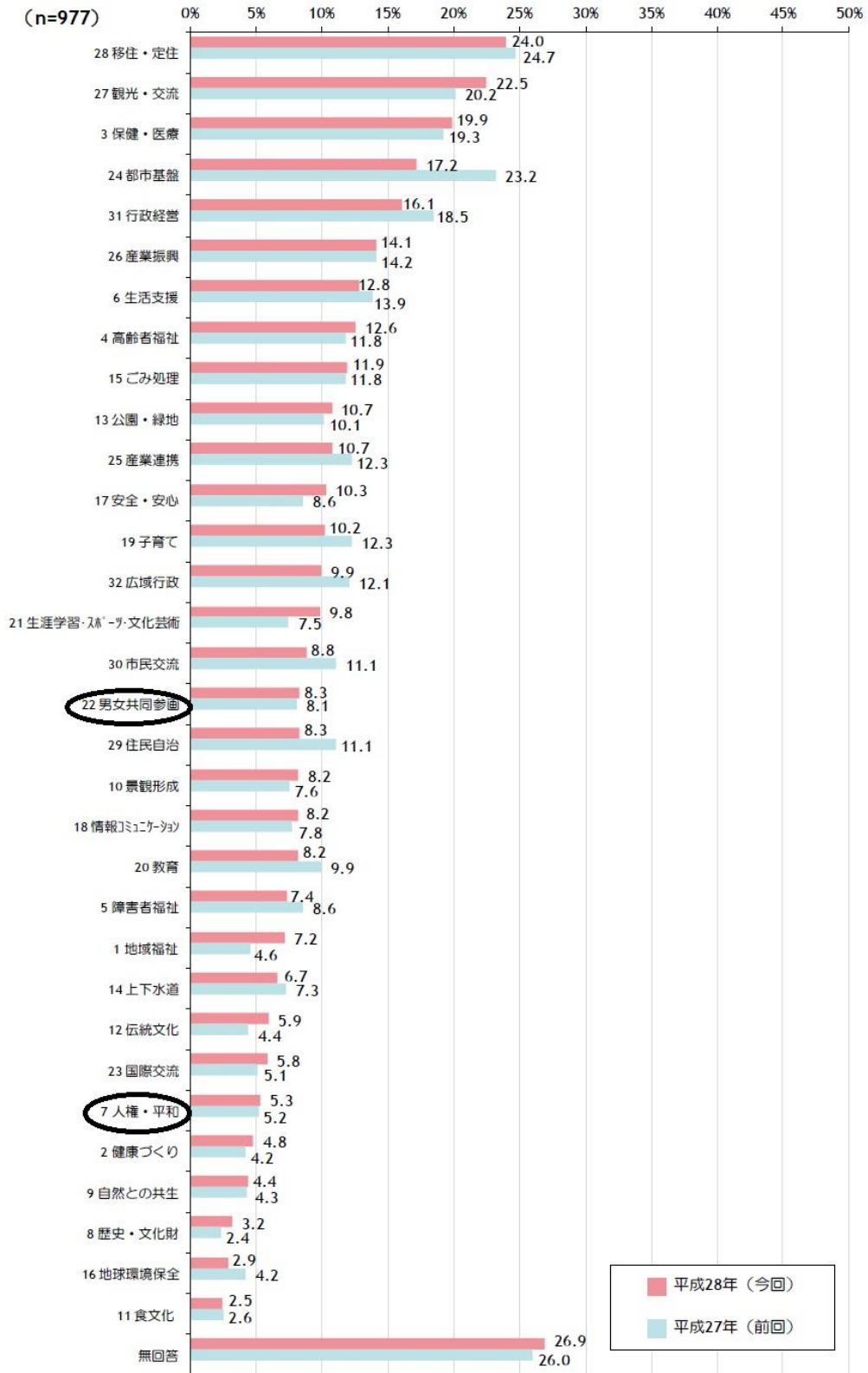
< 市政への満足度 >



< 市政への要望 >



< 市政に対する不満 >



③部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院法務委員会における附帯決議

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○参議院法務委員会における附帯決議

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。